

議第63号

高山市印鑑条例の一部を改正する条例について

高山市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年9月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

住民基本台帳法施行令の改正等に伴い改正しようとする。

高山市印鑑条例の一部を改正する条例

高山市印鑑条例（昭和52年高山市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の<u>住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録の資格)</p> <p>第2条 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が<u>備える住民基本台帳</u>に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名若しくは<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項</u>に規定する通称（以下「通称」という。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(登録することができない印鑑)</p> <p>第5条 市長は、登録を受けようとする印鑑が次に掲げるもののうちいずれかに該当する場合には、当該印鑑の登録をすることができない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏名、<u>住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13</u>に規定する旧氏（以下「旧氏」という。）若しくは<u>令第30条の16第1項</u>に規定する通称（以下「通称」という。）又は氏名、<u>旧氏</u>若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他氏名、<u>旧氏</u>又は通称以外の事項を表しているもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>	<p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(4) (略)

(5) 男女の別

(6)～(8) (略)

2 市長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気テープに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が

(1)・(2) (略)

(3) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

(4) (略)

(5)～(7) (略)

2 市長は、統合管理する限り、印影と印影以外の事項とを別葉の印鑑登録原票に登録することができる。この場合において、印影以外の事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもつて調製することができる。

(印鑑登録証明書)

第11条 印鑑登録証明書は、印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打出しを含む。以下同じ。）について市長が証明するものとし、あわせて次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票

記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

(2) (略)

(3) 男女の別

(4) (略)

(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（本市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）し、死亡し、又は氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更（変更したことに伴い第5条第1項第1号の規定に該当し、又は同条第2項の規定に該当しないことにより登録することができないときに限る。）したとき又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本国籍を取得した場合を除く。）、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知つたときは職権で、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

2・3 (略)

に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

2 (略)

(印鑑登録の抹消)

第14条 市長は、印鑑の登録を受けている者が転出（本市の区域外へ住所を移すことをいう。以下同じ。）し、死亡し、又は氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）を変更（変更したことに伴い第5条第1項第1号の規定に該当し、又は同条第2項の規定に該当しないことにより登録することができないときに限る。）したとき又は外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本国籍を取得した場合を除く。）、その他その者に係る印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたことを知つたときは職権で、当該印鑑の登録を抹消するものとする。

2・3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年11月5日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条第1項、第6条第1項及び第11条第1項の規定は、施行日以後に登録を受ける印鑑及び交付する印鑑登録証明書について適用し、施行日前までに登録を受けた印鑑及び交付した印鑑登録証明書については、なお従前の例による。